

# 回 覧

平成24年5月1日 (三股町役場)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |

## ◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

《今回の目次》

【担当課】 【No.】 【内 容】

議会事務局 表紙 ◆ 議会報告会（第1回）の開催について

健康管理センター 1 ◆ 人間ドック実施のお知らせ

2 ◆ 麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）の予防接種のお知らせ

3 ◆ ポリオ集団予防接種を実施します！

◆ 子宮頸がんワクチンの任意接種のお知らせ

福祉課 4 ◆ 高齢者・障害者住宅改造助成事業の申請のお知らせ

◆ 「平成24年度慰霊巡拝」の参加者を募集しています！

5 ◆ 障害者ふれあいサロン実施のお知らせ

税務財政課 5 ◆ 平成24年度 軽自動車税の身体障害者などに対する減免申請のお知らせ

6 ◆ 身体障害者等減免適用範囲表

都市整備課 7 ◆ ずっと住みたいまちづくり協働推進事業のお知らせ

町民保健課 8 ◆ 健診のお知らせ

環境水道課 8 ◆ 平成24年度調理師試験・調理師試験準備講習会実施のお知らせ

教育課 9 ◆ 日本語ボランティア養成講座受講生募集

相談ごと 9 ◆ 「弁護士による無料法律相談」のご案内

10 ◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内

◆ 交通事故無料相談のご案内

◆ 「人権相談」のご案内

## ☆ 議会からのお知らせ



### ◆ 議会報告会（第1回）の開催について

町議会は、より町民に信頼される開かれた議会として変革するために、昨年3月に議会基本条例を制定しました。そこで、町民に対する議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たしていきます。第1回は、町民の皆さんから選ばれた議員が「三股町議会基本条例」と議会の活動状況を報告します。

「議会がどう変わってほしいのか」、「議会に何を要望するのか」など町民の皆さんからの意見・提言をもらい、議会・議員の資質向上に努めたいと考えています。お気軽にご参加ください。

#### 1. 日 程

| 開 催 日   | 5 月 29 日<br>(火) | 5 月 30 日<br>(水) | 5 月 31 日<br>(木) | 報告議員名                       |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 開 催 場 所 | 1 地区分館          | 2 地区分館          | 3 地区分館          | 指宿 秋廣 桑畑 浩三<br>山中 則夫 池邊 美紀  |
|         | 4 地区分館          | 5 地区分館          | 6 地区分館          | 池田 克子 上西 祐子<br>堀内 義郎 佐澤 靖彦  |
|         | 8 地区分館          | 7 地区分館          | 9 地区分館          | 大久保 義直 重久 邦仁<br>福永 廣文 内村 立吉 |

☆ どちらの会場でも参加できます。

2. 時 間 午後7時30分～9時まで（最大30分延長）

3. 内 容 ・ 議会からの報告事項について  
・ 町民の皆さんの議会に対する意見・提言について

※ お問い合わせは、議会事務局

( ☎ 5 2 - 1 1 1 1 ・ 内線 3 1 1 ) にお願いします。

## 健康管理センターからのお知らせ

### ◆ 人間ドック実施のお知らせ

30歳～70歳までの5歳ごとの節目の人を対象に、料金の一部を助成する人間ドックを実施します。受診希望者は、受診券の交付をしますので、健康管理センターまでお越しください。

1、対象者・・・本年度、町が実施する特定健診（集団・個別健診）を受診しない人。定員150人（定員になり次第締め切ります）。

| 年齢  | 生年月日                |
|-----|---------------------|
| 30歳 | 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日 |
| 35歳 | 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日 |
| 40歳 | 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 |
| 45歳 | 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 |
| 50歳 | 昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 |
| 55歳 | 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 |
| 60歳 | 昭和27年4月2日～昭和28年4月1日 |
| 65歳 | 昭和22年4月2日～昭和23年4月1日 |
| 70歳 | 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日 |

2、受診券（助成券）交付日時・・・☆電話での受け付けはできません。

**5月1日(火)～5月31日(木)**

午後1時30分～4時（土・日・祝日を除く）

※交付時には、印かん、身分を証明できるものが必要です（保険証、免許証など）。

※次の日程は、都合により受診券の交付ができません。ご注意ください。

|    |        |        |        |        |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 5月 | 8日(火)  | 10日(木) | 14日(月) | 15日(火) |
|    | 17日(木) | 24日(木) |        |        |

3、料金・・・ 人間ドック料金 3万6,750(円)  
**町の助成 2万** (円)  
個人負担 1万6,750(円)

※人間ドック検査項目以外の検査、精密検査などの費用は個人負担になります。

4、人間ドック実施期間・・・**5月～平成25年3月末まで**

健康管理センターで受診券をもらってから、各個人で医療機関に受診日の予約をしてください。

5、検査項目

- 診察
- 身体計測（身長・体重・標準体重・肥満度・BMI・胸囲）
- CT検査（胸部）
- 超音波検査（腹部）
- 循環器検査（心電図・血圧測定）
- 消化器検査（胃カメラ・便潜血検査2日法）
- 血液検査（貧血、脂質検査、肝機能検査、膵臓機能検査、腎機能検査、糖尿病検査、血液型検査、電解質検査）
- 尿検査

6、人間ドックができる医療機関

|         | 医療機関名         | 電話番号    |
|---------|---------------|---------|
| 都城市     | 共立医院          | 22-0213 |
|         | 坂元医院          | 22-0360 |
|         | 三州病院          | 22-0230 |
|         | 城南病院          | 23-2844 |
|         | とくとめクリニック     | 26-1820 |
|         | 藤元上町病院        | 23-4000 |
|         | 藤元早鈴病院        | 25-1313 |
|         | マドコロ外科医院      | 22-0138 |
|         | 宮永病院          | 22-2015 |
|         | メディカルシティ東部病院  | 22-2240 |
| ゆうクリニック | 46-6100       |         |
| 吉松病院    | 25-1500       |         |
| 高城町     | 吉見病院（吉見クリニック） | 58-5633 |
| 高崎町     | 隅病院           | 62-1100 |
| 山田町     | 海老原内科         | 64-1211 |
| 大岩田町    | 都城健康サービスセンター  | 39-2600 |


※ お問い合わせは、健康管理センター（☎52-8481）をお願いします。

## ◆麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)の 予防接種のお知らせ

麻しん・風しんの予防接種は、次の人を対象に、定期予防接種を実施しています。**受けていない人は、指定医療機関で早めに予防接種を受けましょう。**

ただし、予防接種対象者の住民票が三股町以外の方は、三股町の制度を受けることができませんので、住民票を登録している市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

### 1、対象者と接種期限

| 対象者・・・三股町に住所がある人 |                              | 接種期限  |
|------------------|------------------------------|---|
| 1期               | 満1歳の幼児                       | 2歳の誕生日前々日まで   |
| 2期               | 平成18年4月2日～<br>平成19年4月1日生まれの人 | 平成25年<br>3月31日まで<br> |
| 3期               | 平成11年4月2日～<br>平成12年4月1日生まれの人 |   |
| 4期               | 平成6年4月2日～<br>平成7年4月1日生まれの人   |   |

### 2、接種料 無 料 (町が約1万円負担しています)

※接種期限を過ぎると全額自己負担です(約1万円)。

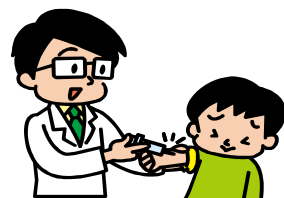
### 3、持っていくもの

①母子健康手帳



②予診票・1期と2期の方は、指定医療機関にあります。

- ・3期と4期の方は、4月に直接送付した予診票(保護者が記入し、予防接種の同意欄に保護者の自署が必要)をお持ちください。



### 麻しん・風しん混合ワクチン指定医療機関

H24・4

| 医療機関名        | 所在地    | 電話番号    |
|--------------|--------|---------|
| 長倉医院         | 三股町仲町  | 52-2109 |
| とまり内科外科胃腸科医院 | 三股町稗田  | 52-1135 |
| 田中隆内科        | 三股町植木  | 52-0301 |
| たけしたこども医院    | 三股町東原  | 51-0005 |
| 山下医院         | 三股町東原  | 52-1348 |
| 畠中小児科医院      | 三股町新馬場 | 52-6000 |
| 坂田医院         | 三股町蓼池  | 51-2003 |

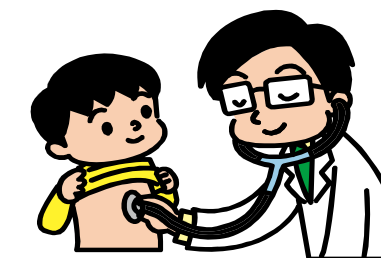
☆ 指定医療機関は、ほかにもあります。

(指定医療機関の一覧表は、役場案内または健康管理センターに置いてあります)

☆ 指定医療機関・内容は、変更される場合があります。

☆ 予防接種の日程・時間に制限や予約の必要な医療機関がありますので、**事前に電話をしてから行きましょう。**

※ お問い合わせは、健康管理センター (☎52-8481) をお願いします。



## ◆ ポリオ集団予防接種を実施します

|         |   |
|---------|---|
| 期 日     | 5月8日(火) 5月15日(火) 9月19日(水)<br>10月2日(火) 10月10日(水)             |
| 受付時間・場所 | 午後1時～2時 健康管理センター  |
| 対 象 者   | 三股町に住所があり、生後3か月～7歳6か月の間に2回接種していない人<br>接種が望ましい年齢：生後3か月～1歳6か月 |
| 料 金     | 無 料 (町が全額負担しています)   |
| 用意するもの  | 母子健康手帳  |

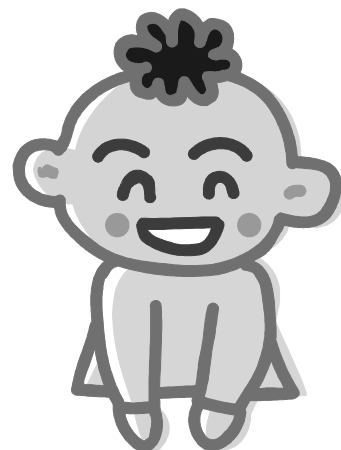
### 接種前の注意事項

- ・ BCG・麻しん風しんワクチン接種後、27日以上あけること。
- ・ 三種混合・日本脳炎ワクチン接種後、6日以上あけること。
- ・ 当日は37.5℃以上の発熱がある場合、下痢(げり)をしている場合、ほかの感染症にかかってから27日以上たっていない場合は接種できません。

### 接種後の注意事項

- ・ ほかの予防接種を受けるときは、27日以上あけること。

※お問い合わせは、健康管理センター(☎52-8481)をお願いします。



## ◆ 子宮頸がんワクチン任意接種のお知らせ

高校1・2年生相当(平成7年4月2日から平成9年4月1日生)の女子と

中学1年生から中学3年生(平成9年4月2日から平成12年4月1日)女子・保護者の皆さんへ

子宮頸がん予防ワクチンは、ヒトパピローマウイルス(HPV)感染による子宮頸がんの予防を目的として、町では、平成23年2月3日から中学1年生女子から高校2年生女子を対象に費用助成を実施しています。平成24年度まで、事業が延長となり平成25年度3月30日(土)まで費用助成を行うことになりました。

子宮頸がん予防ワクチンは任意接種ですので、接種を受ける法律上の義務はありません。ワクチン接種の内容を理解した上で、接種しましょう。

|             |   |                                  |
|-------------|---|----------------------------------|
| 接種できる人      | 高校1・2年生相当(平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれ)の女子と<br>中学1年生から中学3年生(平成9年4月2日から平成12年4月1日生まれ)の女子 |                                  |
| 接種場所        | 指定医療機関  |                                  |
| 接種料金が無料になる人 | 高校1年生相当の女子<br>中学1年生から中学3年生の女子   | 全 員                              |
|             | 高校2年生相当の女子  | 平成24年3月31日までに1回目または2回目の接種した人のみ無料 |
| 接種の助成期間     | 平成24年4月1日から平成25年3月30日まで<br>※平成25年3月30日に終わるためには、平成24年9月30日までに1回目を行う必要があります。      |                                  |
| 持っていくもの     | 母子健康手帳、身分証明書など住所と年齢が確認できるもの   |                                  |

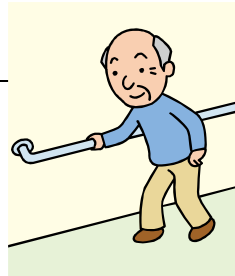
※お問い合わせは、健康管理センター(☎52-8481)をお願いします。

## ⑥ 福祉課からのお知らせ

### ◆高齢者・障害者住宅改造助成事業の申請のお知らせ

自宅で日常生活を営むことに支障のある高齢者と障害者に対し、より快適な暮らしができるように、住宅を改造する費用の一部を助成します。

|         |   |
|---------|---|
| 対象者     | <b>高齢者</b> ・・・65歳以上の人で、介護保険の要支援・要介護に認定された人<br><b>障害者</b> ・・・身体障害者手帳1級～3級を持つ人（障害部位の限定あり）または、療育手帳Aを持つ人            |
| 条件      | 生計中心者の所得税7万円以下で、税の滞納がないこと   |
| 住宅改造の内容 | 居室、浴室、洗面所、便所、玄関、そのほか特に必要と認められる場所（増築、新築、以前に助成を受けた人は助成対象外）  |
| 申請受付期間  | <b>5月21日（月）～11月末まで</b><br>※予算がなくなり次第終了します。希望する人はお早めに申し込みください。<br>※高齢者の場合は、担当するケアマネージャーや地域包括支援センターに相談後、申請してください。 |
| 助成金額    | 福祉課までお問い合わせください。  |



※お申し込み・お問い合わせは、

障害者・・・福祉課 社会福祉係（☎52-1111・内線165）

高齢者・・・福祉課 介護高齢者係（☎52-1111・内線169）

（1階 ⑥番窓口）にお願いします。

### ◆「平成24年度慰霊巡拝」の参加者を募集しています

第二次世界大戦で旧主要戦域となった、陸上・海上などにおける戦没者への慰霊巡拝を、厚生労働省主催で行う予定です。

県では、次の日程でその参加者を募集しています。

#### ●対象者

慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の遺族（配偶者〔再婚したものを除く〕、父母、子、兄弟姉妹）であること。

#### ●実施内容

| 実施地域             | 募集人員 | 申込締切      |
|------------------|------|-----------|
| 旧ソ連 イルクーツク州      | 15人  | 5月18日（金）  |
| 旧ソ連 ザバイカル地方      | 15人  | 5月30日（水）  |
| 旧ソ連 ハバロフスク地方     | 15人  | 5月18日（金）  |
| 旧ソ連 沿海地方         | 15人  | 6月13日（水）  |
| 中国 中国東北地区        | 10人  | 5月30日（水）  |
| 南方 硫黄島（第1次）      | 100人 | 5月18日（金）  |
| 南方 東部ニューギニア      | 30人  | 7月27日（金）  |
| 南方 硫黄島（第2次）      | 100人 | 7月27日（金）  |
| 南方 北ボルネオ         | 15人  | 8月20日（月）  |
| 南方 トラック諸島        | 15人  | 10月3日（水）  |
| 南方 マリアナ諸島        | 15人  | 10月3日（水）  |
| 南方 フィリピン         | 60人  | 10月5日（金）  |
| 南方 硫黄島（第3次）      | 100人 | 10月19日（金） |
| 南方 マーシャル・ギルバード諸島 | 20人  | 11月13日（火） |

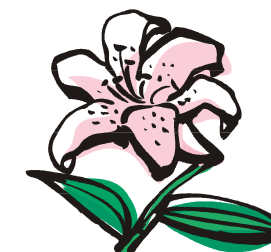
※参加の条件、日程、費用などの詳細は下記までお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部国保・援護課 援護恩給担当

（☎0985-26-7061）にお願いします。



## ◆障害者ふれあいサロン実施のお知らせ

障害のある人たちが気軽に集まり、お互いの情報交換をしたり、さまざまな活動を通してふれ合い、交流したりすることを目的に「ふれあいサロン」を実施します。

参加費は無料ですので、お気軽に参加ください。

### 1. 対象者・・・各障害者手帳を持っている人

(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)

※ただし、精神障害者の方は、自立支援医療を受給していれば対象になります。

### 2. 日 時・・・5月23日(水) (月2回程度実施予定)

午前9時～午後12時

### 3. 内 容・・・バスで町内の史跡巡り

詳しい日程については、社会福祉協議会(元気の杜)にお問い合わせください。

### 4. 利用方法・・・役場福祉課(⑥番窓口)・社会福祉協議会(元気の杜)

に障害者手帳を持って、申し込んでください。

※精神障害者の方は、各手帳、自立支援医療受給者証のいずれかをお持ちください。



※お問い合わせ・お申し込みは、

福祉課 社会福祉係 (☎52-1111・内線164・165)

または

社会福祉協議会 (☎52-1246) をお願いします。

## ⑤ 税務財政課からのお知らせ

### ◆平成24年度 軽自動車税の身体障害者などに対する 減免申請のお知らせ

4月1日現在、軽自動車税の納税義務者で、軽自動車税の身体障害者などの減免を希望する人は次のとおり申請手続きをしてください。

|       |   |
|-------|---|
| 受付期限  | 5月24日(木)まで(ただし、土・日・祝日を除く)<br>※ <u>受付期日を過ぎると受け付けできません。</u>   |
| 必要なもの | ① 障害を証明するもの(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など)<br>② 運転免許証 ③ 車検証 ④ 印かん(認印可)<br>※ 家族の人が運転する場合、各種証明書が必要になる場合があります。                         |
| 該当する人 | 障害の内容や等級により異なります。<br>次ページの「身体障害者等減免適用範囲表」で確認してください。   |
| そのほか  | ① 普通自動車税でも同様の制度があります。<br>(手続き先: 都城県税・総務事務所 ☎23-4516)<br>※普通自動車と軽自動車と両方該当する場合はどちらか一方(1台)に限られます。<br>② 一度受け付けた減免申請は、納期(5月31日)以降は取り消しできません。 |

※ お問い合わせは、税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口)  
(☎52-1111・内線133・134) をお願いします。

◆ 身体障害者等減免適用範囲表

| 手帳の種類・障害区分                      |                                | 本人運転                              | 生計同一者または<br>常時介護者運転           |                             |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 身<br>体<br>障<br>害<br>者<br>手<br>帳 | 視覚障害                           | 1級～3級・4級の1                        |                               |                             |
|                                 | 聴覚障害                           | 2級・3級                             |                               |                             |
|                                 | 平衡機能障害                         | 3級                                |                               |                             |
|                                 | 音声機能障害                         | 3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)         | /                             |                             |
|                                 | 上肢不自由<br>(上肢機能障害)              | 1級、2級の1と2<br>(一上肢のみに機能障害がある場合を除く) |                               |                             |
|                                 | 下肢不自由<br>(下肢機能障害)              | 1級～6級                             | 1級、2級、3級の1                    |                             |
|                                 | 体幹不自由<br>(体幹機能障害)              | 1級～3級・5級                          | 1級～3級                         |                             |
|                                 | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害        | 上肢機能                              | 1級・2級<br>(一上肢のみに機能障害がある場合を除く) |                             |
|                                 |                                | 移動機能                              | 1級～6級                         | 1級～3級(3級のうち一下肢のみの運動機能障害を除く) |
|                                 | 心臓・じん臓・呼吸器<br>ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害 | 1級・3級                             |                               |                             |
|                                 | ヒト免疫機能障害<br>肝臓機能障害             | 1級～3級                             |                               |                             |
|                                 | 併合障害                           | 1級～4級                             | 1級～3級                         |                             |

| 手帳の種類・障害区分                 | 本人運転                        | 生計同一者または<br>常時介護者運転                         |           |
|----------------------------|-----------------------------|---|-----------|
| 戦<br>傷<br>病<br>者<br>手<br>帳 | 視覚障害・聴覚障害<br>平衡機能障害         | 特別項症～第4項症                                   |           |
|                            | 音声機能障害                      | 特別項症～第2項症(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)            | /         |
|                            | 上肢不自由<br>(上肢機能障害)           | 特別項症～第3項症<br>(一上肢のみに機能障害がある場合を除く)           |           |
|                            | 下肢不自由(下肢機能障害)               | 特別項症～第6項症                                   | 特別項症～第3項症 |
|                            | 体幹不自由(体幹機能障害)               | ・第1款症～第3款症                                  | 特別項症～第4項症 |
|                            | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害 | 特別項症～第3項症                                   |           |
| 療育手帳                       | 総合判定 A                      | 総合判定 A(ただし、特別支援学校への通学に使用する人については、B1・B2を含む)。 |           |
| 精神障害者保健福祉手帳                | 障害等級 1級                     |   |           |

◆ 自動車の運転者と所有者の関係など

| 運転者                                | 身体障害者等の状況                                 | 所有者(取得者)        | 使用目的   |
|------------------------------------|---|-----------------|--|
| 身体障害者等本人                           | /   |                 | 身体障害者等本人<br>目的は問わない  |
| 身体障害者等と生計を一にする人                    | 下記以外の人                                    | 身体障害者等が18歳以上    | も<br>っ<br>ぱ<br>ら<br><br>身体障害者などの<br>1 通院<br>2 通学<br>3 通所<br>4 生業<br>など |
|                                    |   | 身体障害者等が18歳未満    |  |
| 身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等を常時介護する人 | 減免対象となる障害の級等の療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 | 身体障害者等と生計を一にする人 | 日常的に   |
| /                                  |   | 身体障害者等本人        |  |

⑨ 都市整備課からのお知らせ

◆ ずっと住みたいまちづくり協働推進事業のお知らせ

※ 都市整備課では、次の事業に取り組む団体を募集します。

【備品等貸出事業】

|         |   |
|---------|---|
| 事業内容    | 自主的な公益活動に対して、備品などの貸し出しを行います。  |
| 貸し出し場所  | 役場 都市整備課 施設管理係  |
| 貸し出し日時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出日：土・日、祝日</li> <li>※ただし12月29日から1月3日を除く。</li> <li>・貸出時間：午前8時から午後6時まで</li> <li>※ただし、町の公務使用に支障がある場合は使えません。</li> <li>※【道路等環境整備事業】実施者は優先して使用可。</li> </ul>       |
| 使用できる団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会 ・老人クラブ</li> <li>・PTA、子ども会、幼稚園、保育園の父母会などの教育関係団体</li> <li>・体育協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体</li> <li>・社会福祉協議会登録のボランティア団体</li> <li>・特定非営利活動法人 など</li> </ul> |
| 使用できる活動 | 町内の道路、河川、公園、学校そのほか、公共施設などの環境美化活動に使用すると認められる活動 ほか。   |
| 申込方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用したい備品の種類や日時などを所定の申請書に記載し、必要な書類とともに利用する<b>3日前までに</b>都市整備課 施設管理係に<b>提出</b>してください。</li> <li>・貸出備品が<b>重複した場合は、先に申し込んだ団体を優先</b>して貸し出します。</li> </ul>            |

【貸し出しを行う備品など】

| 番号 | 貸出備品名     | 貸出数量 | 貸出条件など  |
|----|-----------|------|---------|
| 1  | 2トントラック   | 1    | 普通自動車免許 |
| 2  | 軽トラック     | 1    | 普通自動車免許 |
| 3  | 芝刈トラクター   | 1    | 大型特殊免許  |
| 4  | 自走式芝刈機    | 3    |         |
| 5  | 草刈機       | 10   |         |
| 6  | 作業中安全看板   | 4    |         |
| 7  | 安全ポール     | 50   |         |
| 8  | 作業用ヘルメット  | 10   |         |
| 9  | 作業用安全チョッキ | 10   |         |

【道路等環境整備事業】

|         |   |
|---------|---|
| 事業内容    | 町道の草刈作業と刈草の集草作業。<br>※作業単位を500㎡とし、12月までに2回以上の作業を行っていただきます。                       |
| 実施対象団体  | ① 公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体<br>② 企業（工場周辺の企業職員による作業）<br>③ 特定非営利活動団体・ボランティア団体 など |
| 奨励金     | 1㎡あたり20円（上限10万円）  |
| 申込方法    | <b>5月31日（木）までに申請書を提出してください。</b><br>※申請書は都市整備課までお問い合わせください。                      |
| 実施団体の決定 | <b>予算（30万円）の範囲内で、先着順とします。</b>   |

※お申し込み、お問い合わせは、

都市整備課 施設管理係（2階 ⑨番窓口）

（☎52-1111・内線252、FAX52-4944）をお願いします。



### ③ 町民保健課からのお知らせ

#### ◆ 町民保健課から健診のお知らせ

本年度の特定健診・後期高齢者健診等の概略について次のとおりお知らせします。詳細については後日回覧にてお知らせします。

|        |  |
|--------|--|
| 受診できる方 | 三股町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被保険者の方<br>☆社会保険等に参加されている方は、受診できません。健診の実施については勤務先にお問い合わせ下さい。<br>☆受診する時には、必ず保険証が必要です。保険証を忘れないようにしてください。  |
| 実施期間   | ○集団健診 6月19日(火)から8月7日(火)まで<br>○個別健診 6月1日(金)から10月31日(水)まで  |
| 実施内容   | ○集団健診 健診・大腸がん検診(検便)・肺がん検診(レントゲン)<br>○個別健診 健診のみ【大腸がん検診(検便)・肺がん検診(レントゲン)は実施されません】<br>*大腸がん検診(検便)・肺がん検診(レントゲン)のみを集団健診で受診することはできます。  |
| 申込方法   | ○ 集団健診<br>40歳以上の方で、個別健診の申込をされなかった方に案内しますので、 <b>申し込みの必要はありません。</b><br>○ 個別健診<br>40歳以上で、病院で健診を希望する人は<br><b>町役場 町民保健課 国保年金係までお電話ください。</b><br><b>申し込みがないと受診できません。</b><br>※お問い合わせは、 ☎52-1111 (内線112、113)<br>受付期間 5月10日(木)～7月末まで<br>(閉庁日は除きます) |

《そのほか》個別健診は病院の都合で、実施できる期間などが異なることがあります。また、すべての病院が個別健診を実施しているとは限りません。個別健診を希望する人は、希望する病院に確認してください。

#### ◆ 平成24年度調理師試験・調理師試験準備講習会 実施のお知らせ

平成24年度調理師試験・調理師試験準備講習会を下記のとおり実施します。

##### 《平成24年度調理師試験について》

|        |                  |
|--------|------------------|
| 試験日    | 7月27日(金)         |
| 会場     | 南九州大学            |
| 願書配布期間 | 5月7日(月)～         |
| 配布場所   | 都城保健所            |
| 願書受付期間 | 5月28日(月)～6月8日(金) |

お問い合わせは、

『都城保健所・衛生担当』(☎23-4504) にお願ひします。

##### 《平成24年度調理師試験準備講習会について》

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 講習会日 | 7月10日(火)～7月12日(木)3日間                 |
| 会場   | 都城保健所・多目的室                           |
| 講習料  | 1万2,000円<br>(調理師試験問題集過去問込み・1日4,000円) |

お問い合わせは、

『都城地区食品衛生協会』(☎25-3213) にお願ひします。

## ◆日本語ボランティア養成講座受講生募集

外国人の日本語によるコミュニケーション能力を高めるために、日本語指導に協力していただくボランティアを養成します。

|          |   |
|----------|---|
| 期 間      | 6月22日～10月19日の毎週金曜日<br>(8月17日・24日は休み。全15回)   |
| 時 間      | 午前10時～11時30分  |
| 場 所      | 都城市 中央公民館   |
| 対 象 者    | 外国人に日本語を指導することに意欲のある人<br>(講座終了後は、都城市コミュニティセンターで、外国人を対象に実施している「日本語練習会」で日本語ボランティアとして指導をお願いする予定です) |
| 参 加 費    | 無料  |
| 定 員      | 10人(申込多数の場合は選考させていただきます)  |
| 講 師      | 新居崎満枝氏(宮崎日本語教師連盟)ほか   |
| 申込方法・申込先 | 所定の申込用紙に必要事項を記入して、<br>都城市生活文化課に提出してください。  |
| 申込締切     | 5月31日(木)  |

※ お問い合わせは

都城市生活文化課 (☎23-2295 FAX23-3223)

電子メール intl@city.miyakonojo.miyazaki.jp

福祉・消費生活相談センターからのお知らせ

## ◆ 「弁護士による無料法律相談」のご案内

町福祉・消費生活相談センターでは、各偶数月の第2木曜日に無料法律相談を開催しています。

|      |  |
|------|--|
| 日 程  | 6月14日(木)<br>8月9日(木)<br>10月11日(木)   |
| 時 間  | 午後1時20分～4時10分まで  |
| 場 所  | 町福祉・消費生活相談センター   |
| 内 容  | 多重債務や悪質商法など、消費生活に関する相談を実施しています。<br>(そのほか、生活に関わる法律上の相談・悩みごとに対して、弁護士が適切にお答えします)  |
| 申込方法 | 相談は <b>予約制</b> です。相談を希望する人は <b>必ず1週間前</b> までに、お電話でお申し込みください。<br>また、秘密は固く守られます。 |

※ お申し込み・お問い合わせは

町福祉・消費生活相談センター(☎52-0999)にお願いします。

## 相談ごと関係

### ◆ 「ふれあい福祉相談」のご案内

社会福祉協議会では、生活上の問題・結婚・離婚・金融上のトラブル・介護のことなどあらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。

1、日 時： 毎日 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日は除きます)

2、場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

※ お問い合わせは、社会福祉協議会 (☎52-1246)  
にお願いします。

### ◆ 交通事故無料相談のご案内

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故でお困りのことがありましたら、どんなことでもご相談ください。

1、日 時： 毎日 午前9時～午後4時  
(土・日・祝日は除きます)

2、場 所： 都城市役所2階 生活文化課内

\* 事前に、電話にてお問い合わせください。



※ お問い合わせは、都城地区交通事故相談所  
(☎23-0944) にお願いします。

### ◆ 「人権相談」のご案内

無料です

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩みごと相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。

\* 予約は不要です。

#### ★ 特設人権相談

| 実施日     | 担当者      |
|---------|----------|
| 5月2日(水) | 南畑 静子さん  |
| 6月1日(金) | 後藤田 規子さん |
| 7月4日(水) | 岩崎 健一郎さん |

時 間： 午前10時～午後3時

場 所： 総合福祉センター「元気の杜」

#### ★ 常設人権相談

1、日 時： 平日の午前8時30分～午後5時15分

2、場 所： 宮崎地方法務局都城支局  
(都城合同庁舎5階相談室)

3、担当者： 人権擁護委員・法務局職員

※ お問い合わせは、

特設人権相談： 総務課 行政係 (2階 ⑧番窓口)  
(☎52-1111・内線232)

常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局  
(☎22-0490) にお願いします。

